

生活道路の法定速度に注意!!



組合員の皆さまへ

令和8年9月から、中央線などのない生活道路では、自動車の法定速度が原則**30km/h**となります。夏休みは、住宅街や公園周辺で遊ぶ子どもや、自転車の利用が増える時期です。制度開始前の今から、生活道路では30km/h以下を意識した運転を心掛け、事故を防ぎましょう。

【法定速度30km/hの対象となる生活道路の目安】

- ◆ 一般道路である（高速道路・自動車専用道路ではない）
- ◆ 標識・標示で最高速度が指定されていない（指定があればその速度が優先）道路
- ◆ 中央線・車両通行帯・中央分離帯等のいずれも設けられていない道路

